

福岡教育大学で取得できる教員免許状について

本学では、初等教育教員養成課程が小学校教員、中等教育教員養成課程が中学校又は高等学校の教員、特別支援教育教員養成課程の初等教育部が特別支援小学部の教員、中等教育部が特別支援学校中学部又は高等部の教員を養成することを目的とし、各課程に対応する学校種の教員免許状を取得するカリキュラムを編成しています。

【所属する課程の卒業要件を満たすことで取得できる免許状(主免)と卒業要件以外となる単位の修得で取得できる免許状(副免)の対応表】

課程	専攻等	教員免許状の種類								
		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	特別支援学校	
		二種	一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種
初等教育 教員養成課程	初等教育(幼児教育選修を除く)	▲	▲	—	◎	△	▲	▲	×	×
	幼児教育選修	—	◎	—	◎	△	▲	▲	×	×
中等教育 教員養成課程	国語・社会科・数学・理科・ 英語・音楽・美術・保健体育・ 家庭・技術・書道の各専攻	▲	▲	△	▲	—	◎	◎	×	×
		▲	▲	△	▲	△	▲	▲	—	—
特別支援教育 教員養成課程	初等教育部	▲	▲	—	◎	△	▲	▲	—	◎
	中等教育部	▲	▲	△	▲	—	◎	▲	—	◎

(注) 中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程中等教育部については、上段が主免、下段が副免を示します。

《凡例について》

- ◎: 卒業要件を満たすことにより取得できる免許状(主免)
- △: 卒業要件を満たし、さらに所定の単位を修得することで取得も可能となる免許状(副免)
- ▲: 副免のうち、人数制限や修得する単位が多い等の理由により、特に取得が困難な免許状
- ×: 取得することができない免許状

⇒なお、副免取得に関連する科目の履修にあたり所定のテストを課すことがあり、また、4年間での取得は保証しておりません。

(補足) 教員免許状の種類について

本学の学部段階で取得できる教員免許状には、それぞれの学校種別に一種免許状と二種免許状の区分があります。一種免許状は大学卒業相当、二種免許状は短期大学卒業相当で取得できる免許状で履修する授業科目や修得すべき単位数の基準が異なりますが、実際の教育現場で指導できる教科や内容に違いはありません。